

議案第 95 号

所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を別に条例で定めるため、所要の改正を行うとともに、死亡弔慰金の廃止及び規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。

## 所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（目的）」を付し、同条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条に見出しとして「（給料）」を付し、同条中「給料は、」の次に「所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号。以下「勤務時間等条例」という。）第8条第1項に規定する」を、「正規の勤務時間」の次に「（以下「正規の勤務時間」という。）」を加える。

第3条に見出しとして「（給料表）」を付する。

第4条第5項中「。以下同じ」を削り、同条第12項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第4条の2中「地方公務員法」を「法」に、「所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号）」を「勤務時間等条例」に改める。

第5条の前に見出しとして「（給料の支給）」を付し、同条第1項中「し、給料月額的全額を支給する」を「する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 給料は、毎月1回市規則で定める日にその月の月額的全額を支給する。

第6条第4項中「所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間等条例」に改める。

第6条の2に見出しとして「（給料の調整額）」を付し、同条第1項中「基き」を「基づき」に改め、同条第2項中「こえて」を「超えて」に改める。

第6条の3に見出しとして「（初任給調整手当）」を付する。

第7条の前に見出しとして「（扶養手当）」を付する。

第8条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「もので」を「ものが」に

改める。

第8条の2に見出しとして「(管理職手当)」を付し、同条第3項中「管理職手当支給」を「管理職手当の支給」に、「1カ月」を「1箇月」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第8条の3に見出しとして「(地域手当)」を付し、同条第3項中「扶養手当の」の次に「月額」を加え、同条に次の1項を加える。

4 地域手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。

第8条の4に見出しとして「(住居手当)」を付する。

第9条に見出しとして「(通勤手当)」を付する。

第10条に見出しとして「(特殊勤務手当)」を付し、同条第1項中「または」を「又は」に、「その他」を「その他の」に、「給与上、特別な」を「、給与上特別の」に改め、同条第2項中「は、次のとおりとし」を削り、「市長が」を「別に条例で」に改め、同項各号を削る。

第11条に見出しとして「(給与の減額)」を付し、同条中「所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間等条例」に改める。

第13条に見出しとして「(時間外勤務手当)」を付し、同条第3項及び第5項中「所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間等条例」に改める。

第14条に見出しとして「(休日勤務手当)」を付し、同条第3項中「所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間等条例」に改める。

第14条の2に見出しとして「(夜間勤務手当)」を付し、同条中「に勤務1回につき500円を加えた額」を削る。

第14条の3に見出しとして「(端数計算)」を付する。

第15条に見出しとして「(宿日直手当)」を付し、同条第1項の表中「及び老人ホームに勤務する職員」を「の職員」に改め、同条第2項中「及び老人ホーム勤務」を削る。

第16条に見出しとして「(時間外勤務手当等に関する規定についての適用除外等)」を付する。

第17条の前に見出しとして「(勤務1時間当たりの給与額の算出)」を付する。

第17条の2中「のうち市規則で支給基準が月額と定められている手当」を「(月額を単位として支給するものに限る。)」に改める。

第17条の3の前に見出しとして「(期末手当)」を付し、同条第1項中「地方公務員法」を「法」に、「により適用」を「の適用」に改める。

第17条の4第1号及び第2号中「地方公務員法」を「法」に改める。

第17条の6に見出しとして「(勤勉手当)」を付し、同条第1項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第18条に見出しとして「(出張中の時間外勤務手当等)」を付し、同条中「並びに」を「及び」に、「時間外又は」を「正規の勤務時間外又は」に改める。

第19条に見出しとして「(専従退職者の給与)」を付し、同条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第20条に見出しとして「(時間外勤務時間数等の端数計算)」を付し、同条第1項中「及び第14条第2項の休日勤務時間数並びに第14条の2」を「、第14条第2項の休日勤務時間数及び第14条の2」に、「切捨てる」を「切り捨てる」に改める。

第21条に見出しとして「(時間外勤務手当等の支給方法)」を付し、同条中「及び夜間勤務手当」を「、夜間勤務手当及び宿日直手当」に、「その月分」を「その月の分」に改め、同条ただし書を削る。

第 2 2 条及び第 2 3 条を次のように改める。

#### 第 2 2 条及び第 2 3 条 削除

第 2 4 条に見出しとして「（休職者の給与）」を付し、同条第 1 項中「地方公務員法」を「法」に、「休職され」を「休職にされ」に改め、同条第 2 項中「地方公務員法」を「法」に、「休職され」を「休職にされ」に改め、同条第 3 項から第 6 項までの規定中「地方公務員法」を「法」に改める。

第 2 5 条に見出しとして「（口座振替の方法による給与の支給）」を付する。

第 2 6 条に見出しとして「（給与からの控除）」を付し、同条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第 2 7 条に見出しとして「（委任）」を付する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（死亡弔慰金に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前に死亡した職員に対する死亡弔慰金の支給については、なお従前の例による。

（所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 0 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、勤勉手当及び死亡弔慰金」を「及び勤勉手当」に改め、同条第 2 項中「所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和 2 6 年告示第 8 号）」の次に「及び所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 3 年条例第 号）」を加える。

（所沢市教育委員会事務局職員給与条例の一部改正）

4 所沢市教育委員会事務局職員給与条例（昭和 2 7 年告示第 1 0 2 号）の一部

を次のように改正する。

本則中「所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）」の次に「及び所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成23年条例第 号）」を加える。

（所沢市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 5 所沢市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和36年告示第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに休職給、死亡弔慰金」を削る。